

たかはし暮らし 応援商品券

長く落ち込んだ地域経済の発展及び電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面する市民及び事業者を支援するとともに、消費の喚起及び経済の活性化を目的として、市民の方全員に商品券を発行します。

使用期限

お手元に届いた日から
令和8年12月31日(木)まで

対象者

(令和8年3月1日現在)
高梁市に住民登録をされている方
全員

配付する商品券

お1人 **5,000円分**
(1,000円券×5枚)

使用できるところ

利用可能店舗等として登録された「**取扱事業者**」

※市ウェブサイトへ掲載しますので、
ご確認ください。



◇お問い合わせ先◇

高梁市 **産業振興課** (高梁市松原通2043番地 TEL0866-21-0229)

よくあるご質問

Q.「たかはし暮らし応援商品券」とは、こういった趣旨のものですか？

A. 長く落ち込んだ地域経済の発展及び電力・ガス・食料品等の価格高騰に直面する市民及び事業者を支援するとともに、消費の喚起及び経済の活性化を目的として、高梁市、高梁商工会議所および備北商工会が共同で実施する「たかはし暮らし応援商品券事業」において発行している商品券です。
この商品券は、**1人あたり5,000円分**を対象者に配付します。商品券の使用による地域経済への効果が早く現れるよう、本事業では、各世帯の住民登録の住所へゆうパック(世帯主宛)により送付します。

Q. 商品券の配付対象者は？郵便が届かない場合は？

A. **令和8(2026)年3月1日**を基準日としており、**基準日において高梁市に住民登録がある人が対象**となります。

商品券は4月下旬から順次発送しますが、対象者の方で6月になっても商品券が届かないときは、市役所(産業振興課)までお申し出ください。11月30日までに申出がなかった場合は、商品券をお渡しすることができませんのでご注意ください。

Q. 商品券はどこでも使えるのでしょうか？

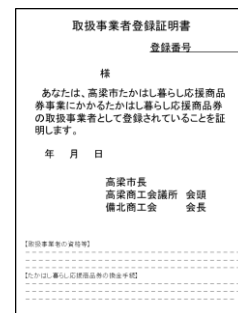
A. 商品券の取扱事業者として市へ登録された市内店舗等(取扱事業者)のみで使用が可能です。

【使用可能な店舗等の確認方法】

- ・市ウェブサイト等において最新の情報をお知らせします。
(商品券の裏面や下記のQRコードからも確認できます。)
- ・「取扱事業者登録証明書」や「ポスター」が掲示されている店舗



← 使用可能店舗



取扱事業者登録証明書イメージ



ポスターイメージ

下記の商品等にはご使用いただけません。商品券の裏面に記載していますのでご確認ください。

【使用できない商品等】

不動産や金融商品、ビール券・図書券・ギフト券、プリペイドカード等の金券類、印紙・切手、たばこ、税金や公共料金等の支払い等

Q. 商品券の使い方は？

A. 商品券は1シートに5枚印刷しています。ミシン目が入っていますので、切り離してご使用ください。おつりは出ません。

Q. 商品券を紛失した場合、再発行してもらえるのでしょうか？ また、商品券の使用期限が過ぎた場合、どうなるのでしょうか？

A. 再発行はできません。商品券を受け取られた後、保管には十分ご注意ください。
使用期限の過ぎた商品券は使用することができませんので、早めにご使用ください。

【使用期限：令和8(2026)年12月31日(木)まで】

Q. 自分で買い物に行けないが、商品券は本人以外でも使えますか？

A. ご本人の代わりにご家族等、別の方が買い物に行く場合でも使っていただけます。
商品券の転売は禁止します。